**千葉県介護員養成研修事業実施要綱**

１　目的

　　この要綱は、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）第３条第１項第１号の規定により千葉県知事（以下「知事」という。）又は知事が指定する介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）が行う介護員養成研修（以下「研修」という。）の実施について、政令、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）、介護保険法施行規則第２２条の２３第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成２４年３月２日厚生労働省告示第７１号）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成２４年３月２８日付け老振発０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定め、多様化する介護ニーズに対応する知識及び技術を有する介護に従事する職員を養成することを目的とする。

２　実施主体

　　実施主体（以下｢研修実施者｣という。）は、政令第３条第１項第１号の規定により、知事又は知事が指定する事業者とする。

３　研修の内容

　　研修は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

（１）目的

　　ア　介護職員初任者研修課程

　　　　介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすること。

　　イ　生活援助従事者研修課程

　　　　生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者が必要な知識等を習得すること。

（２）受講対象者

　　ア　介護職員初任者研修課程

　　　　訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者。

　　イ　生活援助従事者研修課程

　　　　生活援助中心型のサービスに従事しようとする者。

（３）研修時間数

　　　研修時間数は以下のとおりとし、研修科目の時間数は、各項目に定められた研修時間数に合わせて事業者が適切に定めるものとする。

　　　ただし、各科目の時間配分については、内容に偏りがないよう十分留意するものとする。

　　ア　介護職員初任者研修課程　　１３０時間

　　イ　生活援助従事者研修課程　　　５９時間

（４）カリキュラム及び講師要件

　　　カリキュラム及び講師要件は、別添１「カリキュラム及び講師要件」のとおりとする。

（５）研修の目標、評価及び内容

　　　研修の目標、評価及び内容は、別添２「介護員養成研修における目標、

　　評価の指針」及び別添３「各科目の到達目標、評価、内容」のとおりとする。

４　研修の方法

（１）研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。また、事業者が希望する場合は、科目の中で実習を行うことができるものとする。ただし、生活援助従事者研修課程においては、　　　　　　　　　　　　　「８　こころとからだのしくみと生活支援技術」において移動・移乗に関連した実習を２時間実施するものとする。

（２）通信の方法によって実施できる時間については、以下のとおりとする。

　　ア　介護職員初任者研修課程

　　　　１３０時間の研修のうち、４０．５時間については、通信の方法によって実施することができるものとする。

　　イ　生活援助従事者研修課程

　　　　５９時間の研修のうち、２９時間については、通信の方法によって実施することができるものとする。

５　研修科目等の免除

（１）研修科目及び研修時間の一部又は全部について免除することができるものとし、その対象となる者及び免除の事項は、別添４「研修科目及び研修時間の免除」のとおりとする。

　　　事業者は、該当者から実務経験証明書（第１号様式）を徴して介護等の業務の従事経験を確認する。

（２）研修科目の全部について免除される者は、知事が実施する研修の修了者とみなすものとし、本人の申請（第２号様式）に基づき、修了証明書（第３号様式）を交付するものとする。

６　研修期間

　　各課程の修了認定のための研修期間は、以下のとおりとする。

（１）介護職員初任者研修課程

　　　原則として８か月以内に修了するものとする。

　　　ただし、やむを得ない場合は、１年６か月以内とする。

（２）生活援助従事者研修課程

　　　原則として４か月以内に修了するものとする。

　　　ただし、やむを得ない場合は、８か月以内とする。

７　修了の認定

　　研修実施者は、全科目を履修した者について、別添２「介護員養成研修における目標、評価の指針」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の修得程度を評価し、かつ、カリキュラムとは別に以下のとおり筆記試験を実施して、修了の認定を行った者に対して、千葉県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

（１）介護職員初任者研修課程　　　１時間以上

（２）生活援助従事者研修課程　０．５時間以上

８　名簿の管理

（１）研修実施者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した修了者名簿を作成し、管理するものとする。

（２）事業者は、（１）に併せて、知事に修了者名簿を提出しなければならない。

（３）知事は、（２）により提出された修了者名簿を適正に管理するものとする。

９　情報の開示

　　事業者は、千葉県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱に掲げる内容を自らホームページなどにおいて開示することにより、事業者の質の比較、受講者等による事業者の選択等が行われる環境を整備し、研修の質の確保・向上に努めるものとする。

10　テキスト

　　研修で用いるテキストは、研修課程を適切に実施、指導する上で、適当と認められるものとする。

11　研修の各課程の修了者とみなす場合

（１）以下の者は、本要綱に定める介護職員初任者研修課程を修了したものとみなす。

　　ア　「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成７年７月　　　　　　　　　　　　　　　　３１日付け厚生省通知）に基づくホームヘルパー養成研修１級課程又はホームヘルパー養成研修２級課程を修了した者（当該通知による廃止前の「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成３年６月２７日付け厚生省通知。以下｢旧通知｣という。）に基づく１級課程又は２級課程を修了した者（旧通知９に基づき、１級課程を修了したものとみなされた者を含む。）を含む。）

　　イ　「家庭奉仕員講習会推進事業について」（昭和６２年６月２６日付け社老第８４号厚生省通知）に基づく当該講習会を修了した者又は「家庭奉仕員採用時研修について」（昭和５７年９月８日付け厚生省通知）に基づく当該研修を修了した者

　　ウ　平成２５年４月１日改正前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５３８号）第１条第２号に掲げる研修の１級課程又は２級課程を修了した者

　　エ　平成２５年４月１日改正前の介護保険法施行規則第２２条の２３に規定する介護全般に関する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する１級課程及び訪問介護に関する２級課程を修了した者

　　オ　実務者研修修了者

（２）以下の者は、本要綱に定める生活援助従事者研修課程を修了したものとみなす。

　　ア　前項各号に掲げる者

　　イ　介護職員初任者研修課程修了者

12　その他

　　この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成２４年１２月５日から施行する。

ただし、介護職員初任者研修の実施は平成２５年４月１日からとする。

附則

この要綱は、平成２５年１０月１０日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年６月２６日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年１２月１３日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年３月３０日から施行する。